「こおりやま食の健康応援店」事業実施要領

(総則)

第1条 この要領は、郡山市保健所(以下「保健所」という。)が食環境整備の一環として実施する「こおりやま食の健康応援店」事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市民一人ひとりが健全な食生活を実践することができるよう、外食・中食(持ち帰り弁当・惣菜等)・内食(家庭内調理)の各場面における環境を整備することで、市民の健康増進、生活習慣病予防及び食育推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、保健所とする。

(事業内容)

- 第4条 保健所は、郡山市健康増進計画「みなぎる健康生きいきこおりやま 21」及び郡山市食育推進計画の理念に賛同し、健康・栄養情報の提供、 食の健康応援に関する取組及び受動喫煙防止対策を実施する市内の飲食店等を、「こおりやま食の健康応援店」(以下「応援店」という。)とし て登録し、健全な食生活等について応援店と連携・協力しながら食環境整備を行う。
- 2 前項に規定する「飲食店等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 飲食店(一般食堂、レストラン、喫茶店、すし屋、ラーメン屋等)
- (2) 食料品販売店(惣菜店、弁当店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、百貨店等)
- (3) 給食施設(事業所、寮等)
- (4) その他、食の販売及び提供に関連する施設等で保健所長が特に認めるもの
- 3 第1項に規定する「食の健康応援に関する取組」とは、別紙1「こおりやま食の健康応援店」登録基準(以下「登録基準」という。)に基づき、 次の各号の取組をいう。
- (1) 減塩に関する取組
- (2) 野菜摂取に関する取組
- (3) バランスのよい食事に関する取組
- (4) その他、食の健康応援に関する取組

(登録の手続き)

- 第5条 応援店の登録手続きは次のとおり行うものとする。
- (1) 申請

応援店の登録を希望する飲食店等は、「こおりやま食の健康応援店」登録申請書(第1号様式)を保健所長に提出することにより申請する。

(2) 審査

保健所長は、前号の申請書を受理したときは、登録基準の適否について、申請書に記載された事項に基づき審査を行う。登録の可否の判定において、保健所長は必要に応じて当該飲食店等への聞き取り調査や現地調査を行うことができる。

(3) 登録通知書及び応援店ステッカーの交付

保健所長は、審査の結果、登録基準を満たすと認めるときは、当該飲食店等を応援店として登録し、「こおりやま食の健康応援店」登録通知書 (第2号様式)及び応援店ステッカーを交付する。

(4) 応援店の取組事項

登録を受けた飲食店等(以下「登録店」という。)は、市民や利用者の目につきやすい場所(入り口等)にステッカーを掲示し、応援店であることを明示し、併せて市と連携・協力しながら、事業の推進に努めるものとする。

2 応援店の登録に係る手数料は、無料とする。

(登録内容の変更)

- 第6条 登録店は、登録内容に変更が生じたときは、「こおりやま食の健康応援店」登録内容変更届(第3号様式)を保健所長に提出しなければならない。
- 2 保健所長は、前項の変更届を受理したときは、当該変更内容について適切に実施されていることを確認する。

(登録の取消)

- 第7条 登録店は、応援店の登録の取り消しを希望するときは、「こおりやま食の健康応援店」登録取消届(第4号様式)を保健所長に提出し、当該取消届に記入する取消日から応援店ステッカーの掲示をしないものとする。
- 2 保健所長は、前項の取消届を受理したときは、当該内容について確認の上、登録を取り消す。
- 3 保健所長は、前2項の規定にかかわらず、登録店から廃業の連絡がなくその事実を確認したときや、登録店が著しく秩序に反する行為を行うな ど応援店としてふさわしくないと認めたときは、応援店の登録を取り消すことができる。

(応援店の管理)

- 第8条 応援店の登録開始日は登録決定通知日からとし、応援店の登録期間は前条の登録取消がある場合を除き、継続するものとする。
- 2 保健所長は、応援店の登録内容の変更の有無や事業の実施状況等を確認するときには、必要に応じて文書通知等での確認や現地調査を実施する ことができる。

(応援店の公表)

第9条 保健所長は、登録店の申出に基づき、登録店の名称、所在地、取組内容等を市のホームページ等に掲載し、市民に対し情報提供を行うものとする。

(助言・指導)

- 第 10 条 保健所長は、応援店の登録を希望する飲食店等や登録店から事業に関する相談を受けたときは、助言・指導を行うものとする。 (その他)
- 第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日より施行する。